



会長の選任方針(案)について

2026年8月6日 第197回総会
第26期日本学術会議会長
光石衛

1. 会長に求められる資質

- 会長は、法第21条の規定に基づき、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから選任する。
- 次の要素も会長に求められる資質となる。
 - ・ 学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン
 - ・ 組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験
(学術的機関等の指導的地位における活動実績等)
 - ・ 会員や国民・社会とのコミュニケーション能力

＜参考＞日本学術会議法(抄)
(会長の選任等)

第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。

2. 会長の選任の方法 (1) 全体の日程等

8月下旬頃 会員予定者の指名
8月26日(水)頃 会員予定者、承継会員に関する情報(略歴等)の共有

P5

＜被選挙権を持たない現会員による候補者の選考＞

9月3日(木)13時30分～

会長候補者選考委員会(約40名)における投票

P4

＜法人化後の会員による候補者の選考＞

9月1日(火)10時～2日(水)17時

会員予定者、承継会員による自薦・他薦(任意)

9月4日(金)～9月9日(水)
会長候補者選考委員会選出者、自薦あるいは他薦で得票した者について
本人の意思確認 ⇒ 承諾した者が会長候補者となる

～9月24日(木)
会長候補者は、①簡潔な業績、②会長としての抱負を提出

P10

10月1日(木)
成立時総会において、会長候補者による所信表明を実施した上で、
全会員を被選挙権者とする投票により会長を選任

(2) 自薦・他薦

- 会員予定者及び承継会員による自薦・他薦を行う。
- 受付期間
9月1日(火)10:00から9月2日(水)17:00まで
- 投票の実施方法
 - 投票は任意で、無記名投票とし、1人が投票できる数は1票までとする。
 - 原則としてオンライン投票システムを用いる。
 - 投票の結果は、立会人として会長及び事務局長が確認する。
 - 投票の結果は、非公表とする。

(3) 会長候補者選考委員会

- 会長候補者選考委員会における投票を行う。
- 委員構成
幹事会構成員(~~会長、副会長、部長、副部長、幹事~~)及び分野別委員会委員長(ただし、~~会員予定者及び承継会員を除く。~~)

※委員となるべき者が会員予定者及び承継会員である場合は、委員に就任しないこととし、それぞれ次のとおり対応する。

- ・【副会長】代わりの者は指名しない。
- ・【各部の部長、副部長、幹事】各部から4名が委員となるよう、各部において代わりの者(会員予定者及び承継会員以外の者に限る。)を指名する。
- ・【各分野別委員会委員長】代わりの者(会員予定者及び承継会員以外の者に限る。)を所属の分野別委員会から指名する。なお、やむを得ない事情により各分野別委員会に所属する委員の全員が対応できない場合は、事前投票を認める。

■ 委員会開催概要

- ・ 日時: 9月3日(木)13:30から
- ・ 開催方法: 対面・オンライン併用

■ 委員会における選考の流れ

- ① 各委員は、**最大3名**に投票する(無記名投票)。

※各委員の投票に当たって、会員予定者と承継会員のバランス、ジェンダーバランスの観点に留意する(部のバランスは考慮しない)。

- ② 得票数**上位10名**までを会長候補者となるべき者として選出する。
なお、得票数が同じ者がいる場合は、10名を超えることも可。

(3) 会長候補者選考委員会(つづき)

■ 委員会における投票について

- 原則としてオンライン投票システムを用いる。ただし、オンライン投票システムを利用できない場合は、紙等による投票の措置を講ずる。
- 会長及び事務局長を立会人とする。
なお、会長は、委員会において投票しない。
- 投票の結果は、非公表とする。

- 9月4日(金)から9月9日(水)までの間に、
 - ・ 自薦あるいは他薦において得票した者
 - ・ 会長候補者選考委員会で選出された者に対し、会長候補者となることの可否についての**意思確認**を実施する。
⇒承諾した者は、**会長候補者**となる。

- 会長候補者となることを承諾した者は、9月24日(木)までに以下の事項について、**合計(A4)2ページ以内**で提出する。
 - ① **簡潔な業績**
(記載事項: **研究業績、組織運営の経験、国際的な活動等**)
 - ② **会長としての抱負**(1000字以内、記載事項: 自由)

(4) 会長候補者の周知

- 会長候補者の一覧、簡潔な業績、会長としての抱負を会員予定者及び承継会員に送付する。
- この際、各会長候補者が、会長候補者選考委員会又は自薦・他薦のどの区分に該当するかについては明らかにしない。

(5) 総会における会長の選任

- 総会における会長の選任においては、会長候補者に限らず、**全ての会員に被選挙権を認める。**
- 投票前に、**会長候補者による所信表明**を実施する。
 - ・ 時間配分は1人3分以内厳守とする。
 - ・ 録画による対応は認めない。
 - ・ 所信表明の順番については、まずくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その順番に従って、所信表明の順番を決めるくじ引きを行う。

(5) 総会における会長の選任(つづき)

■ 総会における会長の選任の流れ

- ① 総会における投票の結果、**得票数上位の者から足し上げて、投票総数の過半数の得票数となる者までについて、会長となることの可否に係る本人の意思を確認の上、次の投票の対象とする(※)。**

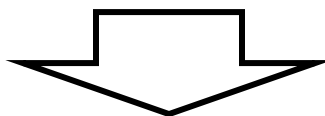
(※) 会長候補者は、事前に意思確認済みのため確認しない。会長候補者以外の者は、会長となる意思を有さないとき又は本人の意思を確認できないときは、次の投票の対象としない。

- ② 第3回の投票において、過半数を得た者がいないときは、当該投票における上位2位の得票者について**決選投票**を行い、多数を得た者を会長とする。
- ③ 会長を定めるに当たり、得票数が同じときは、**抽選**とする。

(5) 総会における会長の選任(つづき)

■ 投票について

- 出席方法を問わず、原則として**オンライン投票システム**を用いる。
ただし、オンライン投票システムが利用できない場合は紙等による投票の措置を講ずる。
- 投票は、会員から1名を選択する方法とし、**白票の選択肢**も設ける。
- オンライン投票システム上、**会長候補者の選択肢を上位に表示する**等の方法により、会長候補者を明確にする。



(5) 総会における会長の選任(つづき)

■ 投票について(つづき)

- 出席した**会員**の**年長者**(会長候補者以外の者に限る。)及び**事務局**
長相当者を立会人とする。
- 投票毎に行う次の**投票の対象者の発表は五十音順**とし、投票の過程においては、**開票毎に得票数を示さない**。なお、**最終的には総会中の全ての投票の得票数を公表する**。